

公 告

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、令和8年2月27日から同年6月29日までの間、山口県産業労働部経営金融課及び山口市商工振興部ふるさと産業振興課において公衆の縦覧に供します。

令和8年2月27日

山口県知事 村 岡 嗣 政

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 ミスターマックス山口ショッピングセンター
所在地 山口市黒川82

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
株式会社ミスターマックス・ホールディングス	福岡市東区松田一丁目5番7号	平野 能章

3 変更に係る事項の概要

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び法人にあつては代表者の氏名

○変更前

別紙のとおり

○変更後

別紙のとおり

4 届出年月日

令和8年2月13日

(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名	変更年月日・内容
株式会社ミスターマックス・ホールディングス	福岡市東区松田一丁目5番7号	平野 能章	
株式会社マックハウス	東京都杉並区梅里一丁目7番7号	石野 孝司	
株式会社岩崎宏健堂	周南市下一の井手5636の5	上野山 孝誠	
株式会社ワッツ西日本販売	大阪市中央区城見一丁目4番70号	山野 博幸	
株式会社西松屋チェーン	兵庫県姫路市飾東町庄266の1	大村 浩一	

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名	変更年月日・内容
株式会社ミスターマックス	福岡市東区松田一丁目5番7号	佐藤 昭彦	平成29年9月1日 名称・代表者変更
ジーエット株式会社	東京都杉並区梅里一丁目7番7号	石野 孝司	令和7年9月17日 名称変更
株式会社岩崎宏健堂	周南市下一の井手5636の5	上野山 孝誠	
株式会社ワッツ西日本販売	大阪市中央区城見一丁目4番70号	林田 邦博	令和5年6月29日 代表者変更
株式会社西松屋チェーン	兵庫県姫路市飾東町庄266の1	大村 浩一	